

福祉国家の社会的基礎

——社会学的一考察——

向井利昌

I 序

20世紀後半の国家の政策の中心的課題として、福祉政策の問題がとりあげられてきており、「成功した福祉国家として長きにわたってきわめてしばしば指摘されてきた英国とスウェーデンは、増大する諸困難に遭遇することになった」と述べているフリードマン (M. Friedman) の言葉を借りるまでもなく¹⁾、国家の福祉政策のあり方が、現段階では、経済生活および社会生活の安定的発展に対して、さまざまな面でマイナス効果をもたらしてきていることは、いまさらいうまでもない。

筆者は、福祉国家の問題の考察にあたっての1つの重要なテーマとして、年来の主張である、「ひととひととの関係(間柄)」それ自身としての独自の意味内容をもっている固有の「対人的」interpersonal, zwischenmenschlich 現象である「社会」の理論的分析を展開する社会学の観点²⁾からの論述の不可欠的意義を強調せざるをえないのであり、この点については、すでに、論述の展開をころもみているが³⁾、本稿においては、「福祉国家の社会的基礎」というテーマに関して、とくに、つぎの諸問題領域をめぐっての論究を行なってみたい。

(1) 現代、論議の対象となっている福祉国家

- 1) M. & R. Friedman, *Free to Choose*, Avon Books, New York, 1979, p. 91, 西山千明訳『選択の自由』, 日本経済新聞社, 昭和55年, 159ページ。
- 2) 高田保馬『社会学概論』新版, 岩波書店, 昭和46年, 3-7ページ。
- 3) 拙稿「福祉社会と勢力構造」, 『季刊社会保障研究』第10巻第4号, 昭和50年3月(拙著『現代資本主義と階級』, 新評論, 昭和52年, 第2部第7章に収載), 「福祉社会の成立についての一断想」(『新訂 社会科学概論』, 三和書房, 昭和56年, 170-176ページ)。

の「福祉」の意味内容の検討および「社会」の一形態としての「国家」の概念規定をふまえて、福祉政策の主体としての国家のあり方を社会学的に吟味することが必要となる。

(2) 福祉国家と福祉社会とは区別してとらえられねばならないが、多くの見解においては、福祉社会という場合の「社会」の内容が、漠然としており、明確な規定がなされていない。たとえば、ロブソン(W. A. Robson)は、「福祉国家と福祉社会とは、どのような意味においても同義ではない。実に、われわれのもっとも深刻な困難のいくつかは、われわれが福祉社会であることなしに福祉国家であることをころもみているという事実に依拠している」と⁴⁾、また、「われわれは、福祉国家と福祉社会について語る。用語を区別するのは、われわれが、前者は主として政府の行動に依存しているのに反して、後者は主として諸個人や営利会社の行動や観点と結びついていると考えるからである」と⁵⁾、主張しているが、この見解においても、福祉社会の「社会」の内容は曖昧であるといわざるをえない。私見によれば、固有の対人的現象としての「社会」を考察する立場から、国家という「社会」とその基礎となっている「社会」との関連性を追求することの意義が指摘されうる。

(3) (1)および(2)の問題領域との関連において、福祉政策の実現の可能性と限界を社会学的に検討することが重要な課題となってくる。

- 4) W. A. Robson, *Welfare State and Welfare Society: Illusion and Reality*, George Allen & Unwin, London, p. 11, 辻清明・星野信也訳『福祉国家と福祉社会 幻想と現実』, 東京大学出版会, 昭和55年, 3ページ。
- 5) *Op. cit.*, p. 64, 訳, 74ページ。

II 福祉国家の特色

(1) 国家の福祉政策の現代的課題

1) 経済的福祉政策から社会的福祉政策への移行

まず第1に、現代における国家の福祉政策の特色について、検討を与えておく必要がある。一般に「福祉」といってもその目標の内容は歴史的に変化していることを考えねばならない⁶⁾。概括的にみて、19世紀から20世紀の前半にわたる福祉政策は、「経済的厚生」を目指しての「経済的福祉政策」であったが、1970年頃を1つの転回点として、自然的環境の保存、精神的充実、情緒的安定、文化的生活の向上……などといった、いわば非経済的諸目標に重点をおいた政策へと移行しつつあるといえる⁷⁾。この場合、現代の福祉政策の対象となる非経済的諸目標として、一般に多種多様な諸事象が網羅的に列挙されている。私見によれば、この非経済的諸目標について、それが専門的法則科学の対象として考察される限り、特定の対象に焦点をおいた理論的分析の不可欠性が指摘され、このような特定の対象として、固有の「对人的」現象があげられるのであり⁸⁾、この意味における福祉政策は「社会的福祉政策」と呼ばれうるであろう。もとより、国家の福祉政策の重点が「経済的政策」から「社会的政策」へ移行しても、後者もまた、「経済的政策」と不可分の関連をもっている。いわば、従来の「経済的福祉政策」が「第1次的経済政策」であるのに対して、「社会的福祉政策」は「第2次的経済政策」の一形態として考えられうるものであり、経済問題は人間生活のあらゆる政策の実行の手段として普遍的不可欠性をもっている以上、「社会的福祉政策」の実現においても、社会保障費の充実、福祉施設を中心とした公共財の供給、福祉関係の行政職員の増大など

を伴う経済政策が不可避的なものとなってくる。

2) 現代の社会的福祉政策にみられる諸問題点
たとえば、フリードマンは、最近の福祉政策に対して、「諸目標はすべて高貴なものである。諸結果は失望的なものであった。社会保障支出は急激に上昇し、しかも社会保障制度は深刻な財政的困難に陥っている」と述べているが⁹⁾、現在の福祉政策のあり方を概観するとき、とくに、つぎの諸問題点が反省されねばならないであろう。

(i) 福祉政策は、「社会的福祉政策」をその目標としながらも、現実の問題として、そのような目標を達成するためのほんらいの手段である「第2次的経済政策」の方に重点をおくようになり、不適正な課税による国民生活の圧迫、国家財政の赤字の累積的増大……などの諸弊害を続出させるようになり、経済生活の発展を抑制するような結果をもたらしている。この点についての立入った経済学的論究はこの小論の直接的課題からは省かざるをえない。なお、この(i)の問題点は、以下の(ii), (iii), (iv)の諸問題点と密接に関連している。

(ii) 国家の福祉支出の増大および福祉制度の拡大は、かなりの範囲において、老人、身障者などに対する家族員の扶養の責任感を減退させることになり、現代の「社会」におけるもっとも基本的なゲマインシャフトの崩壊をもたらす可能性を示している。

(iii) 福祉制度の普及化が多くの一とびとの少なくとも最低限の生活を保障しうようになると、一とびとは、この制度に対する依頼感を高めてゆき、生存競争に対する自立的な努力を弱めるようになり、かれらの自発的な競争と創意に基づいた「社会」の発展の一大原動力を衰微させる事態が生じうる。

(iv) ロブソンも、「今日、福祉政策を正当化するためにもち出される基本的な標語は平等である」と述べているように¹⁰⁾、現代の福祉政策の一大目標が平等化にあることは否定しえないが、この平等化政策のあり方が検討されねばならない。

6) *Op. cit.*, pp.15-32, 訳, 9-32ページ。

7) 拙稿「福祉社会と勢力構造」, 217-218ページ。

8) L. V. Wiese, *Das Soziale*, Westdeutscher Verlag, Köln und Opladen, 1956, SS.8-9, R. M. MacIver, *Social Causation*, Ginn and Company, Boston, 1942, pp. 273-274, Footnotes, 高田保馬『社会学概論』新版, 3-4ページ。

9) *Op. cit.*, p.87, 訳, 153ページ。

10) *Op. cit.*, p.36, 訳, 37ページ。

この点について、フリードマンは、経済生活さらには人間生活における「自由」との関連において、平等を、(I)「機会の平等」(equality of opportunity)と、(II)「結果の平等」(equality of outcome)とを区別し、(I)の「機会の平等」は自由と全く衝突しないのに対して、(II)の「結果の平等」は自由と明らかに対抗しており、「結果の平等を促進しようとするところみが、ますます巨大化してゆく政府の、そしてわれわれの自由への政府によって課せられる諸制限の主要な源泉となってきたことを、主張しているが¹¹⁾、現代の国家の福祉政策は、「機会の平等」よりも「結果の平等」の方に重点をおいて政治的統制力を行使しており、このことが実力主義または業績主義に基づいた自由競争による「社会」の基本原則と合致しがたくなっている。

(v) 福祉政策の目標とする「福祉」については、(I)教育制度の拡充、環境の整備、医療制度の発達、養老機関の普及化……といったような、万人にとってその充足度が共通である「普遍的・客観的福祉」と、(II)人生観、価値観、イデオロギー……などのような、個人それぞれによってその充足度が相違し対立している「個別的・主観的福祉」との区別が認められる。現代の国家の福祉政策が、(I)の「普遍的・客観的福祉」を対象とするときには、さまざまな弊害を伴う事態が生じうるにしても、原則的にみて、社会の全成員の福祉の向上につながるものであるが、(II)の「個別的・主観的福祉」を対象とするときは、そのような福祉が社会の少なくともほとんど大部分の成員の福祉の向上と結びつく客観的な規準または指標のない限り、その政策は恣意的で独断的なものとならざるをえない。

(2) 現代国家と福祉政策との関連性

1) 現代国家の特色

現代の国家の福祉政策の諸特色と諸問題点の根拠を社会学的に究明するにあたって、まず第1に、国家について、その一般的本質および現代の特色を検討してみる必要がある。

11) *Op. cit.*, pp. 119-120, 訳, 205-206 ページ。

固有の対人的現象としての「社会」の具体的形成態である「社会形態」¹²⁾のなかで、成員の結束性の点からみて中心的位置を占めている「集団」を、血縁および地縁を基本的紐帯として自然生成的に成立する「基礎社会」と、特定の目的あるいは利益を追求するために人為的に形成される「派生社会」とに区別するとき¹³⁾、国家は、地縁を基本的紐帯としている共同社会的結合に基づいて権力的政治組織を成立させている基礎社会として¹⁴⁾、あるいは、「物理的強制の手段を独占する地域団体」として¹⁵⁾、把握される。ところで、国家の現代の特色の検討に関して、国家を派生社会の一形態とみなす見解が顧みられる必要があり、そのような見解の1つの代表として、マッキンヴァー(R. M. MacIver)の議論があげられる。マッキンヴァーにおける「一定の共同の関心または諸関心を追求するための社会成員の組織(または組織された一群のひとびと)」としての「アソシエーション」association は、派生社会的性格をもつ集団と解釈されるが¹⁶⁾、かれは、国家を、社会成員の共同の政治的インタレストを追求するためのアソシエーションのなかに含ませている¹⁷⁾。われわれの立場よりみれば、一定の集団はなんらかのひとびと相互の共属の意識による団結にもとづいて成立しており、国家は、一定の地域の共同による自然生成的な団結に基づいて、政治組織を存立させているのであり、国家を派生社会とみなす立場は、国家のいわば上部構造としての政治組織のみに着目した見解といわざるをえない。

しかしながら、われわれは、国家の動態的發展過程の基本的方向に関して、その政治組織の独立

12) 高田保馬『社会学概論』新版, 26-27ページ, 『社会学』, 有斐閣, 昭和27年, 10ページ。

13) 高田保馬『社会学概論』新版, 163-182ページ, 『社会学』, 34-42ページ。

14) 拙稿「経済体制における国家の位置」, 『国民経済雑誌』第126巻第1号, 神戸大学経済経営学会, 昭和47年7月(拙著『現代資本主義と階級』, 77-79ページ)。

15) 高田保馬『社会学概論』新版, 167ページ。

16) R. M. MacIver, *Community: A Sociological Study*, Macmillan and Co. Ltd., London, p. 23, p. 131, 中久郎・松本通晴監訳『コミュニティ』, ミネルヴァ書房, 昭和50年, 46ページ, 154ページ。

17) *Op. cit.*, pp. 28-38, 訳, 51-60ページ。

化あるいは自律化が進行し、政治組織からの作用によって、教育制度の統制、一定のイデオロギーの普及化などを通じて、国民的団結が創出されあるいは強化される傾向が、換言すれば、国家における派生社会的要素の優越化の傾向が進展してゆくことを否定しえない。したがって、現代国家は、自然生成的な地縁的結合をその基礎としながらも、政治組織のあり方をその特色の決定的要素として成立しているといえるが、このことよりして、つぎのような諸事象が現われてきている。

(i) 政治組織の独立化あるいは自律化が進行するに伴って、「社会」全般にみられる基礎社会に対する派生社会の優越化の傾向と結びついて、国家の成立の基礎に関して、地縁的共同社会がもっとも根本的な基盤ではあるが、大企業、政党、労働組合などの多元的な諸派生社会さらにはそれらの諸派生社会と結びついている諸階級によって制約される程度が増大している。

(ii) マッキィヴェは、国家は、その組織のなかに社会生活の国家以外の諸形態を吸収はしないが、その組織を通じて社会の存立そのものを保障するための「一定の優越性の統制」を行なうものであり、「諸組織の組織」であることを主張しているが¹⁸⁾、国家の政治組織が派生社会としての(諸階級の利害と密接に結びついた)諸利害団体によって制約され干渉される程度が増大する傾向にある事態に関しては、(A)国家の社会全般に対する政治的統制力と(B)諸利害団体の対国家的干渉力との関連性をめぐって、以下の事柄が指摘されるであろう。(I) 基本的傾向としては、(A)の国家の統制力に対する(B)の諸利害団体の対国家的干渉力の優越化があげられるが、この基本的傾向に関しては、諸利害団体相互間の干渉力が、程度の差を伴って、均等化の状態にあるといえる。このことは、国家の政治的統制力において、相手を自由選択の余地を与えずに一方的に服従させる勢力である「直接的・強制的勢力」としての権力¹⁹⁾を基本的要素としながらも、相手を一定の目

的または利益の追求のための目的手段的な自由選択性によって服従させる「間接的・誘導的勢力」²⁰⁾の要素がしだいに増大してきていることを意味している²¹⁾。(II) 他方において、以上の基本的傾向のなかにあっても、一定の諸事情のもとに、可逆的(反動的)過程として、たとえば、一部の労働組合を中心とする反体制的な諸利害団体の対国家的干渉力が過度に増大している場合、あるいは、経済生活に対する中央集権的な統制が強化される場合、さらには、社会全般の統合的団結が必要となる場合などにみられるように、国家の政治的統制力が諸利害団体の対国家的干渉力に対して、優越的压力を加える事態が生ずることを看過しえないのであり、このような過程においては、国家の統制力において、「直接的・強制的勢力」としての権力の要素がいちじるしく増大してくる。

2) 現代国家における社会的福祉政策の実現の諸条件

以上のような諸特色のみられる現代国家における「社会的福祉政策」の実現の可能性としては、つぎのような諸条件が必要となるであろう。

(i) 国家の政治的統制力に対して諸利害団体の対国家的干渉力が、基本的にみて、優越化の傾向にあることが、認められねばならない。

(ii) 利害団体としての諸派生社会相互間の干渉力が均等化の状態にあらねばならない。この点について、ロブソンは、「スウェーデンが示しているように、福祉国家で豊かでありうるし、ことごとくのゆたかな社会は福祉にとってある程度の準備をなしている」と述べている²²⁾。たしかに、福祉政策を実行するための十分な公共支出費を調達するためには、国民経済全体のある程度の成長が必要であることよりして、諸派生社会のなかで、福祉社会においても、営利企業の占める位置のウェイトは、依然として看過できないが、企業の他の諸部分社会に対する影響力は、政党や組合を含

20) 同上拙著、66-67ページ。

21) 拙稿「経済体制における国家の位置」、(拙著『現代資本主義と階級』、85-89ページ)、「合理的経済体制における国家と階級」、『国民経済雑誌』第138巻第6号、昭和53年12月、35-37ページ。

22) W. A. Robson, *Op. cit.*, p. 63, 訳、72ページ。

18) *Op. cit.*, pp. 39-47, pp. 138-144, 訳、60-68ページ、163-168ページ。

19) 拙著『階級構造の基礎理論』、日本評論社、昭和38年、66ページ。

めてのさまざまな反営利的な諸派生社会の「対抗的諸勢力」の上昇によって、ほんらいの資本主義社会におけるような圧倒的優越性を失っているといわざるをえない。また、国家の政治組織についても、それを動かしている諸政党間に勢力の均等化が認められねばならない。福祉政策は、現状においては、政権を左右している与党的政党が政権を確立させるための選挙民からの投票数を獲得する手段的公約として、施行される場合がしばしばである。このような事態は、それ自身が国家の政治的統制力に対する諸利害団体の対国家的干渉力の増大の結果として生ずるものではあるが、十分な意味での福祉政策の実現を意味しているのではなく、特定の政党およびそれを支持する利害団体さらには階級による国家の政治組織の一方的支配によって左右されていることをみきわめねばならない。

(iii) (i), (ii)の事柄は、現代の「社会的福祉政策」の対象が、固有の対人的現象としての「社会」に焦点をおいた非経済的諸目標におかれていることと、とくにつぎの点で、必然的な関連性をもっているといえる。(I)教会、学校、病院、文化団体……などの派生社会が、派生社会全般相互間の干渉力の均等化との結びつきにおいて、対国家的干渉力を増大させる傾向にあることは、諸派生社会を成立させる諸目的のなかで、宗教、道德、学問、教育、保健、芸術……などの非経済的な諸目的が、経済的利害や政治的制約などから離脱した純粋化した形態において、それらの社会生活におけるひとびとの関心を高めてくることにほかならない。(II)このような傾向における諸派生社会の均等化的発展は、「社会」の具体的形成態の均衡的合理化さらには諸社会形態に分属している諸個人間の対人的用意であり、「社会」の抽象態である「社会関係」の合理化の高次の段階への進行と密接な結びつきにおいて実現するものである。

以上の諸点の考察よりして、問題にされている現代の福祉国家は、「社会」全般の一定のあり方すなわち諸社会形態の全体としての複合的関連態である「全体社会」の一定の様式および諸個人間

の「社会関係」の一定の様式を基礎にして成立することが考慮されねばならないのであり、筆者は、この点について立入った検討を加えてみることにする。

III 現代の福祉国家の社会的基礎

(1) 社会関係と社会構造についての一般的予備考察

筆者は、現代の福祉国家の社会的基礎についての上述の観点からの社会学的考察をこころみるにあたって、以下の論述に必要な限度において、「福祉社会」のあり方に関連づけて、「社会関係」および「社会構造」についての予備考察を行なっておくことにする²³⁾。

1) 社会関係

ここでいう「社会関係」social relationship, soziale Beziehung は、複数人間におけるなんらかの行為の交渉を可能にする準備態、すなわち「ひとびとの間の用意」zwischenmenschliche Bereitschaftとしての対人的態度であり²⁴⁾、それについては、以下の考察が必要となる。

2) 社会関係の諸形態

社会関係は、まず、基本的にみて、対人的方向の点より「根源関係」として、(i)相互肯定の関係である「結合関係」と、(ii)相互拒否の関係である「分離関係」と、(iii)勢力の量的相違に基づく上位者と下位者との関係である「上下関係」とに区別され、(iii)の上下関係は、さらに、上位者の下位者に対する態度が、特権的な地位または利益の排他的占有の意欲によって、(I)決定づけられていないか、(II)決定づけられているかによって、(I)指導関係と(II)支配関係(階級関係)とに区分されうる²⁵⁾。

23) この点については、筆者は、しばしば論述を行なっているので(たとえば、拙著『現代資本主義と階級』に所載の「福祉社会と勢力構造」、222-225ページ、「合理的経済体制における国家と階級」、21-28ページ)、本稿においても、議論の中心的部分の反覆がみられる。

24) 高田保馬『社会関係の研究』、岩波書店、大正15年、240ページ、『社会学の根本問題』、関書院、昭和22年、11ページ。

25) 高田保馬『社会関係の研究』、284ページ、308-309ページ、349-355ページ。拙著『階級構造の基礎理論』、130ページ、185-196ページ。

また、すべての社会関係は、関係そのもののゆえにあるいは相手のひとそのもののゆえに自生的に一定の関係を成立せしめる「情意的要素」と、一定の目的または利益を追求するための手段として人為的に一定の関係を成立させる「理知的要素」との複合態であり²⁶⁾、存立上の次元よりみれば、つねに、情意的要素が前提的要素となっているが、一定の社会関係を特色づける決定的要素が、(i)情意的要素であるか、(ii)理知的要素であるかによって、「定型関係」として、(i)「非合理的関係」と(ii)「合理的関係」とに区別される²⁷⁾。そして、(ii)の「合理的関係」は、その発展の次元において、(I)ひとひとがみずからの利益を利己的・打算的に排他的に追求するために成立する「自利的・合理的関係」と、(II)ひとひとの共同の利益の追求の自覚によって成立する「共益的・合理的関係」とを含めて把握されうるのであり、福祉社会における中核的社会関係は、精神文化と密接な関連にある「共益的・合理的関係」でなければならない。

3) 社会関係間の関連性

定型関係としての諸社会関係間の関連性については、(i)静態的な存立上の次元の関連性からみれば、「非合理的結合関係」としての *Gemeinschaft* の基本的形態(家族、人種、民族、人類……など)をもっとも基本的なものとする「非合理的関係」を前提とし、それに制約されて「合理的関係」が成立しているが、(ii)動態的な関連性については、つぎの事柄が考慮されねばならない。(I)基本的傾向としては、非合理的関係の減退に対する合理的関係の優越化が注目されうが、(II)可逆的傾向として、一定の諸事情によって、非合理的関係の逆行的優越化の生じうることを見逃しえない。

4) 社会形態とその諸区分

つぎに、固有の対人的現象としての「社会」を、諸社会関係にそれぞれの単位として関与している諸個人が具体的に形成している「社会形態」の面から考察するとき、それは、つぎのような諸観点

から区分されうる。(i)成員相互の結束性の点からみると、(I)ひとひとがなんらかの「共属の意識」によって一定のまとまりを示している「集団」と、(II)ひとひとの間になんらかの類似の意識または共通の意識が散在的に認められる、集団の可能態としての「社会圏」と、(III)純粋な個人対個人の諸関係の無限で無意識的な連鎖から成立する「社会連結」とが区別される²⁸⁾。そして、(I)の集団は組織をもっている「団体」と、そのような組織をもたない「無組織集団」とからなっている。(ii)、(I)家族や国家や教会や学校や企業などにみられるように、発生的にみて、人間生活におけるさまざまな欲望や目的の充足のために成立していて、相互の関係が本質的に並列関係であるため、区分線が垂直に引かれる「垂直的区分」と、(II)相互の関係が本質的に上下の序列関係であるため、区分線が水平に引かれる諸社会形態間の区分である「水平的区分」との区別が考えられうる²⁹⁾。(I)の「垂直的区分」に関しては、とくに、「基礎社会」と「派生社会」との区別が重要である。(II)の「水平的区分」は、上位層の成員と下位層との関係が、①指導関係を決定的要素とする「指導的区分」と、②支配関係を決定的要素とする「階級的区分」とに分かたれるが³⁰⁾、水平的区分を成立させる一般的要因は、他人から服従せられる個人の一定の能力としての「勢力」power, Macht であり³¹⁾、要素的勢力として、つぎのような諸形態があげられうるのである³²⁾。(A)威光や威厳によって相手の側の自発的悦服を受動的に可能にする「内的勢力」、(B)一定の外的手段によるはたらきかけによって相手を能動的に服従せしめる「外的勢力」、(b₁)相手を自由選択の余地を与えずに一方的に服従せしめる「直接

26) 高田保馬、同上著、282-301ページ。

27) 高田保馬、同上著、283-286ページ、前掲拙著、130ページ、133-137ページ。

28) 高田保馬『社会学概論』新版、99-100ページ。拙稿「経済体制論の一課題」、『国民経済雑誌』第85巻第4号、昭和27年4月、25-27ページ。

29) 拙稿「合理的経済体制における国家と階級」、24-26ページ。

30) 前掲拙著、63-64ページ。

31) 高田保馬『勢力論』改訂版、有斐閣、2ページ、同上拙著、40-42ページ。

32) 高田保馬、同上著、12-15ページ、37-56ページ、同上拙著、66-67ページ、223-231ページ、256-258ページ。

的・強制的勢力」, (b₂) 相手をなんらかの目的または利益を求めるための手段としての自由選択によって服従せしめる「間接的・誘導的勢力」。

私見によれば, 服従者の態度の点よりみて, (A)の内的勢力と(B)(b₁)の直接的・強制的勢力とは, 服従者の態度に理性的判断または自由選択性が欠けているがゆえに, 「非合理的勢力」として, (B)(b₂)の間接的・誘導的勢力は, 服従者の態度が目的手段的な自由選択性を決定的要素としていることよりして, 「合理的勢力」として, それぞれ把握されうる。また, 間接的・誘導的勢力は, 「合理的関係」としての社会関係を中心としている近代社会の「水平的区分」についての優越的勢力であり, 資本主義社会に特有の「水平的区分」の優越的勢力は, 一定の財の提供によって相手を服従せしめる「経済的勢力」であるが³³⁾, 間接的・誘導的勢力のなかで, 資本主義社会の変質的發展に伴って, 資本家の経済的勢力に代わって, しだいに, 現代の大規模企業において専門的な学識・職能あるいは職階的地位などによって企業者職能を担当または分担するようになる非資本家の企業者および上層ホワイト・カラー, 国家の行政組織の官僚などの諸勢力にみられるような, 財の提供を本質的要因とはしない「非経済的, 間接的・誘導的勢力」が優越的勢力となってくると³⁴⁾, いう。なお, 要素的諸勢力は, 相互に結びつき合っ「水平的区分」における諸個人の社会的地位の高さを定めているが, 社会の各発展段階に特有の「水平的区分」の相対的な決定要因となっている要素的勢力としての「優越的勢力」は, 社会の歴史的変動に伴って, 可逆的過程によって制約されながら, 長期的な基本的傾向として, (A) 内的勢力→(B)(b₁) 直接的・強制的勢力→(B)(b₂) a) 経済的勢力としての間接的・誘導的勢力→(B)(b₂) b) 非経済的勢力としての間接的・誘導的勢力の順序で, 変移してゆく³⁵⁾。

5) 社会構造の本質的意味内容とその諸形態

諸「社会形態」の一定の範囲における全体とし

ての複合的関連態が「全体社会」としてとらえられうるが³⁶⁾, その範囲の限界は「程度の事柄」であり, 社会の現段階では, 国民の範囲をモデルとするのがもっとも適切である。ところで, 全体社会は, それを構成している諸社会形態の間の, さらにそれらの諸社会形態の単位として分属している諸個人間の諸社会関係の間の, 相互の関連性の一定の様式によって, 「社会構造」 structure of society, Struktur der Gesellschaft における特色を出現させているのであり, この社会構造は, 「垂直的区分」における諸社会形態間の関連性である「垂直的構造」と「水平的区分」における諸社会形態間の関連性である「水平的構造」と, 諸社会関係間の関連性との点からみて, 以下のような諸形態に区分される³⁷⁾。

一般的特色からみて, (i) 垂直的構造において, 基礎社会が優越的位置を占めており, 水平的構造における上位層と下位層とを区別する優越的勢力は, 出生, 家系, 門閥, 伝統的権威などの自然生成的要因による非合理的勢力であり, 諸社会関係のなかで, 非合理的関係が中心的位置にある「非合理的社会構造」と, (ii) 垂直的構造において, 派生社会が優越的位置を占めており, 水平的構造において上位層と下位層とを区別する優越的勢力は, 派生社会の成員として, 学歴, 職歴, 職階, 職能などの人為形成的要因による合理的勢力であり, 諸社会関係のなかで, 合理的関係が中心となっている「合理的社会構造」とが区別され, それぞれがさらに純粋型と支配型とに区分されるが, このことを, 福祉社会ととくに密接な関連をもつ合理的社会構造について検討するとき, つぎの事柄が指摘されうる。(I) 「支配型の合理的社会構造」においては, ①垂直的構造において, 企業をその代表とする, 自利的な目的を追求する派生社会が優越的位置にあり, ②水平的構造において, 階級間の成員の地位の移動性が大で, 諸種の要素

33) 同上拙著, 66ページ, 223-225ページ。

34) 同上拙著, 67ページ, 256-258ページ。

35) 同上拙著, 98-104ページ。

36) 高田保馬『社会と国家』, 岩波書店, 大正11年, 12-18ページ, 『社会学概論』新版, 99-101ページ, 104-106ページ, 拙稿「全体社会の基礎構造」, 『国民経済雑誌』第82巻第5号, 昭和25年11月, 40ページ。

37) 拙稿「合理的経済体制における国家と階級」, 26-28ページ。

的勢力が相対的に多数人によって分有されている「開放的・勢力分散的階級構造」³⁸⁾が成立しており、③諸社会関係の中心をなす合理的関係は、その発展が不十分であり、自利的・打算的な対人的選択性を特徴としている。(Ⅱ)「純粋型の合理的社会構造」においては、①垂直的構造において、共益的目的を追求する派生社会が優越的位置にあり、②水平的構造において、純粋型の間接的・誘導的勢力が優越的勢力である「合理的指導構造」が成立しており、(Ⅲ)諸社会関係の中心にある合理的関係は、共益的な対人的選択性によって特色づけられている。

6) 諸社会構造間の関連性

以上のような諸社会構造間の関連性に関して、(i) 静態的にみれば、(Ⅰ)非合理的社会構造を前提として、合理的構造が成立しており、(Ⅱ)「水平的区分」を成立させる優越的勢力が、つねに「垂直的区分」における諸社会形態の成員として生ずるがゆえに、「垂直的構造」が「水平的構造」の前提となっており、(ii) 動態的にみれば、(Ⅰ)基本的傾向としては、①非合理的指導構造を成立せしめている、純粋型の非合理的社会構造→②封鎖的・勢力集中的階級構造を成立せしめている、支配型の非合理的社会構造→③支配型の合理的社会構造→④純粋型の合理的社会構造の順序で、定型的形態が変動してゆき、(Ⅱ)他方において、一定の事情によって、非合理的社会構造への逆行の後退が生じうることを、考えられうる。福祉社会の成立は、「純粋型の合理的社会構造」との必然的な関連において論究されねばならない。

(2) 福祉国家の社会的基礎としての純粋型の合理的社会構造の実現過程

さて、現代の福祉国家は、純粋型の合理的社会構造を基礎として成立しようといいうるが、そのような社会構造の実現過程について立入った考察をこころみることとする。

1) 共益的合理的関係の形成過程

社会科学の因果的説明の基本的要請が諸個人の動機の理解にあり、福祉社会の考察の焦点を個人

の対人的現象としての「社会」のあり方に求めるとき、福祉国家成立の社会的基礎とみなされうる純粋型の合理的社会構造の実現過程の考察においても、そのような社会構造を構成している諸社会形態に参与している諸個人の対人的動機による相互の態度である社会関係の共益的・合理的関係の形態での形成過程の検討が、第1に問題となってくる。

「共益的・合理的関係」の構想は、北野熊喜男博士の経済的協働の諸形態についての「共益経済組織」の概念に、経済のあり方についてではあるが、示唆的な主張が示されている。博士によれば、経済的協働の諸形態は、それにあずかる関係主体の関係態度が、動機的にみて、どのように決定されているかの点から、(i) 主として非合理的契機によって決定されている場合の「共同の態度」と、(ii) 主として合理的契機によって決定されている場合の「合理的態度」とに区別され、(ii)の「合理的態度」は、(Ⅰ)「各個別に合理的」であり、「主として自利的計慮に基づき、ただ私利利害の立場においてのみ打算的である」場合の「自利的態度」と、(Ⅱ)「主として共益的計慮にもとづき、いわば関係主体全体の公的立場において合理的」である場合の「共益的態度」とに区別され、経済組織は、(i)、(ii)(Ⅰ)、(ii)(Ⅱ)のそれぞれに対応して、「共同経済組織」、「自利経済組織」、「共益経済組織」とに分かれた³⁹⁾、「全体としての経済的協働の立体的編制の様式」としての「経済体制」の基本形式についても、①「共同経済体制」と②「自利経済体制」と③「共益経済体制」との区別が考えられるのである⁴⁰⁾。そして、博士が、自利経済から共益経済への発展傾向を、階級的勢力の均等化に基づく社会成員の経済生活における主体的自由の拡大に重点をおいて論究していることは⁴¹⁾、注目されるべきであり、筆者はこの点についての立入った考察を、「社会関係」を中心的対象として展開することを意図している⁴²⁾。

39) 北野熊喜男『増訂 経済社会の基本問題——経済社会学原理——』、三和書房、昭和36年、89-92ページ。

40) 同上著、101-104ページ。

41) 同上著、221-224ページ、北野熊喜男『社会経済学原理』、日本評論社、昭和45年、74ページ、82-85ページ。

38) 前掲拙著、114-127ページ。

なお、北野博士の「共益経済」の成立の前提となっている社会については、小松堅太郎博士の「共益社会」の議論が顧みられうる⁴³⁾。小松博士によれば、「共同社会」が非合理性のうえに成立し、「利益社会」が利己的打算性である目的合理性のうえに成立しているのに対して、「共益社会」は、「理論的反省に基づいて人間自然の利己的欲望に制肘を加える」「理論合理性」の態度のうえに成立する社会であり⁴⁴⁾、「支配利益社会における統制は目的合理的支配であるから、それは階級組織から離れたものではないのに反し、共益社会は無階級の社会である」⁴⁵⁾と、あるいは、「共益社会は個人の自由を無制限に認容する利益社会とは異なり、自由と平等との調和の上にのみ成立する社会」であると⁴⁶⁾、主張されているが、私見によれば、博士の「共益社会」への社会の変動過程の議論は、「目的合理性」から「理論的合理性」への社会的態度の発展に関して、少なからぬ規範的命題を含んでいるとおもわれるのである⁴⁷⁾。また、「共益的・合理的関係」の形成過程を問題とするにあたっては、高田保馬博士の「純粋利益社会」への社会の変動過程についての主張を看過しえない。高田博士においては、諸社会関係のなかで中心的あるいは基本的な位置にある結合関係の定型が、純粋共同社会→支配共同社会→支配利益社会→純粋利益社会の序列で変動するとみられており⁴⁸⁾、「極小説」の立場から、社会は、「それぞれ結合、分離、従属の極小なる関係に向って進みそれに落ちつかんとする傾向にある」ことが⁴⁹⁾、さらには、「利益社会化が完全に行われる時、ここに純粋なる利益社会の姿に入る」ことが⁵⁰⁾、主

張されている。筆者の解釈によれば、博士のいう「純粋利益社会」は、非合理的形態における結合、分離、従属の極小状態を意味しているのであって、福祉国家成立の前提となる社会のあり方である各社会関係の合理性の発展の極大状態および血縁、地縁を基本的紐帯とする非合理的結合関係としての共同社会に代わる現代の段階でのひとつの連帯関係の確立されている状態を説明するためには、不十分であるといわざるをえない。

私見によれば、「共益的・合理的関係」の形成過程を、ひとつの社会的勢力の均等化に基づく主体的自由の拡大の過程としてとらえることが要請されるとともに、このような過程を、客観的傾向として考察するためには、社会構造における「垂直的構造」および「水平的構造」の発展過程との関連における考察が加えられねばならないのである。

2) 社会の「垂直的構造」の発展過程

さて、現代の福祉国家の社会的基礎についての固有の対人的現象としての「社会」を中心的対象とする論述を、「共益的・合理的関係」としての社会関係を「社会構造」に関連づけて追求してゆくにあって、「垂直的構造」が「水平的構造」の前提となっていることよりして、第1に、社会の「垂直的構造」の発展過程について、以下の諸点が考察されねばならない。

(i) まず、「垂直的構造」の中心的事象となっている集団間の基礎社会と派生社会との関連性の発展傾向が問題となる。静態的にみれば、基礎社会を前提としそれに制約されて派生社会が成立しているが、動態的にみれば、基礎社会に対して派生社会が優越的位置を占めるようになることが認められ、たとえば、小松博士が、「共益社会」の出現過程は、旧来の「目的合理性」のみならず、血縁的封鎖および地縁的封鎖の解消としての非合理性の清算をも実現することを指摘しているように⁵¹⁾、福祉社会の前提となる「共益的・合理的関係」の形成に対しても、派生社会の優越化の過程は不可欠の要因といいうるが、この過程と「共益的・合理的関係」の形成との関連性をめぐって、

42) 拙稿「共益経済の社会的基礎」(北野熊喜男博士古稀記念論文集『経済と社会の基礎分析』、古稀記念論文集刊行会、昭和54年、10-15ページ)。

43) 北野熊喜男、前掲著、脚注1)。

44) 小松堅太郎『社会学』、日本評論社、昭和9年、107-108ページ。

45) 同上著、112-113ページ。

46) 小松堅太郎『社会構造の理論』、日本評論社、昭和7年、231ページ。

47) 小松堅太郎『社会変動の理論』、有斐閣、昭和28年、278-342ページ。

48) 高田保馬『社会関係の研究』、408-428ページ。

49) 同上著、411ページ。

50) 同上著、420-421ページ。

51) 小松堅太郎『社会変動の理論』、278-291ページ。

つぎの事柄が留意されねばならない。

基礎社会に対する派生社会の優越化の傾向に伴い、基礎社会としての家族や国家の結合が、自然生成的な血縁および地縁を基本的紐帯としながらも、学校教育や情報機関による世論の普及化などのような、派生社会の作用によって人為的に形成される程度が高まってくる。このような状態において、福祉社会の成立との関連においてとくに慎重な考慮を要する事柄は、地縁社会である国家が、その政治組織の自律化がすすみ、派生社会的性格を備えてくると、諸機関を通じて政治組織の統制力によって、みずからの成立の基盤となっている地縁的結合およびその他の諸社会形態の結合に対して作用を及ぼすようになることである。もとより、福祉社会は、共益の合理性を決定的要因とするひとびとの連帯的結合を不可欠の要件としており、そのためには国家の政治組織によるなんらかのはたらきかけが必要となるが、この国家の政治組織によるはたらきかけが、直接的・強制的勢力としての権力による中央集権的で独裁的な形で行使されるときは、「純粋型の合理的社会構造」の形成を阻止する事態が生ずるのであり、問題とする社会構造の形成のためには、既述したような、諸社会形態相互間のとくに（政治組織の自律化を通じて派生社会的性格を備えている国家を含めた）諸派生社会相互間の干渉力の均等的分化が前提となっておらねばならない。

（ii）諸派生社会間の干渉力の均等的分化の傾向を考察するにあたって、現代的問題として第1にとりあげられねばならない事柄は、資本主義社会における中心的主体である企業が、労働組合や革新的政党や公共的目的のための諸団体などさらにはこれらの企業に対抗する諸社会形態の干渉力の影響を蒙っている国家からの抑制的作用によって、基本型の資本主義社会にみられたような優越的地位をしだいに喪失しつつあることであるが、この傾向との関連において、ここでとくに検討を要するのは、社会の「水平的構造」の発展過程と関連することであるが、基本的傾向として、企業組織内部および国家の政治組織内部における諸機能の分化を通じて、企業および国家の干渉力を行

使する主体の優越的勢力が分散し、その集中的勢力が減退の方向に向っていることである。

（I）まず、指摘されうことは、企業組織の大規模化に伴って実現してゆく成員の諸機能の量的増大と質的分化の進行が、企業成員としての諸個人の中心的部分についての企業組織内での諸勢力の、さらには、諸派生社会間の干渉力の、つぎのような諸点にみられる、分散的均等化をもたらしてゆくことである。①企業組織内における成員の勢力の高さは、企業組織における中枢的機能であり、企業生産についての決意すなわち Decision-Making と執行を担当する企業者職能の所有および行使の有無および程度を決定的根拠としており⁵²⁾、基本型の資本主義経済における小規模企業においては、比較的少数の資本者が、みずからの資本の提供に基づいて企業者職能を所有することによって、圧倒的に優越的な勢力を所有していたが、資本主義経済の発展に伴う企業組織の大規模化が資本家と企業者との具体的個人における分化を進行させて、従来の資本家に代わって、非資本家的企業者が企業者職能を担当するようになると、資本家の勢力の優越性は減退し、非資本家的企業者の勢力の優越化が生じている。②被雇用者のなかで占める割合が増大してくるホワイト・カラーについて、上層部と下層部との区別が認められ、上層ホワイト・カラーは、それぞれの専門的職能および職階的地位に基づいて、企業者職能を分担するようになり、雇用者としての非資本家的企業者について、その勢力を上昇させている⁵³⁾。③ブルー・カラーとしての被雇用者についても、高級・熟練労働者からなる上層部と低級・非熟練労働者からなる下層部との間に断層が生じ、上層ブルー・カラーは、雇用条件の安定性によって、他方において、労働組合を中心とする対抗組織の強化を通じて、その賃金を高めてゆくとともに、企業組織内での勢力を増大させている⁵⁴⁾。ただ、下層

52) 拙稿「企業組織と階級的勢力」神戸大学経済学研究年報18, 昭和46年（拙著『現代資本主義と階級』, 101-110ページ）。

53) 拙稿「資本主義経済体制と中間階級」（同上拙著, 151-164ページ）, 「ホワイト・カラーの動向」（拙著『新訂社会科学概論』, 93-103ページ）。

ブルー・カラーは、その労働用役の代替性が大きい
 ため、雇用条件は不安定であり、対抗組織の
 力も微力であるため、低賃金に甘んぜざるをえな
 い状態にあり、企業組織内での勢力は、上層ブル
 ー・カラーとは対照的に、低下してゆく傾向にあ
 る⁵⁴⁾。①、②、③の諸傾向のなかで、企業の他の
 諸社会形態への干渉力を行使する主体の優越的勢
 力の分散化ととくに密接に関連している事柄は、
 ①と②にみられる非資本家的経営層の勢力の従来
 の資本家の勢力に代わっての、優越化の傾向であ
 り、このことについては、つぎの事柄が注目され
 ねばならない。1) 企業における優越的勢力は、
 小規模企業においては、比較的少数の資本家に集
 中していたが、大規模企業においては、被雇用者
 としての上層ホワイト・カラーをも含めて比較的
 多数の非資本家的経営層に分散している。2) 非
 資本家的経営層の勢力は、学識、学歴、職能、職
 歴のような人為形成的要因によって成立している
 ので、これらの諸要因を育成するための教育機関
 を中心とした文化的目的のための派生社会の企業
 に対する干渉力が増大してゆく。3) 従来の資本
 家の勢力は、その根底において、所有権、相続権
 の確立のため国家の権力による政治的統制力と密
 接な接合性をもっていたが、大規模企業における
 非資本家的経営層の勢力の成立と国家の権力の前
 提性および干渉性との関連性は稀薄になっている。

(Ⅱ) つぎに、国家の政治組織とくに行政組織
 の拡大が、多くの官僚的職員に政治的統制力の行
 使を委譲し分担させることによって、国家の政治
 的統制力は、一方において、野党的政党や革新団
 体からの干渉力の増大によって、中央集権的独裁
 性をしだいに減退させ、分散的方向に向うことが
 考えられうるが、このような国家の政治的統制力
 を分担する官僚の勢力は、大規模企業組織におけ
 る非資本家的経営の勢力の場合のように、しだい
 に、学歴、学識などの人為形成的要因によって成

立するようになり、このような諸要因を育成する
 文化的目的のための派生社会からの干渉力の作用
 によって国家の政治組織は制約されるようになる。

3) 社会の「水平的構造」の発展過程

社会の「垂直的構造」の発展は、それとの本質
 的関連において、基本的傾向として、社会の「水
 平的構造」としての「勢力構造」の発展をもたら
 してゆくが、この点については、とくに、つぎの
 事柄が指摘されねばならない。(i) 下層ブルー・
 カラーを中心とする最下層のひとびとを除いて考
 えるとき、社会成員の平均層において、勢力の分
 散的均等化の傾向が認められうる。(ii) (i)の
 事柄と密接に結びついて、勢力構造を決定する優
 越的勢力が、財の提供による経済的勢力としての
 間接的・誘導的勢力から財の提供によらない「非
 経済的、間接的・誘導的勢力」へと移行する方向
 にあると述べている⁵⁵⁾。このことを企業組織内の勢
 力についてみると、資本家に代わって企業者職
 能を担当また分担することによって優越的地位を
 占めてきている非資本家的企業者の勢力は、人間
 固有の思考力、決断力、学識、情報などからなる
 物化されがたい主体的・能動的行為を本質的要因
 としていることよりして、「非経済的、間接的・
 誘導的勢力」としてとらえられうるものであり、ま
 た国家の政治的統制力は、政治組織の規模の官僚
 制化的拡大を通じての多数の官僚職員への委譲お
 よびかれらによる分担の進行を通じて、また、民
 主主義的干渉力の増大により、直接的・強制的勢
 力として権力を前提としてそれによって制約され
 ながらも、しだいに、官僚組織と管理と運営によ
 る「非経済的、間接的・誘導的勢力」の要素を増
 大させている。(iii) (i)および(ii)の諸傾向の
 進行は、合理的勢力である間接的・誘導的勢力の
 非合理的勢力からの制約からの離脱による純粋化
 の進行は、さまざまな迂余曲折の過程によって制
 約されながらも、基本的傾向として、勢力構造の
 「合理的指導構造」への移行動向を意味している
 のである。

54) 拙稿「資本主義の発展と労働者の勢力」、『国民経済雑誌』
 第120巻第3号、昭和44年9月(拙著『現代資本主義と
 階級』、195-198ページ)。

55) 拙稿「現代社会の下層階級についての社会学的考察」、
 『季刊社会保障研究』第2巻第4号、昭和42年3月(同
 上拙著、210-215ページ)。

56) 拙著『階級構造の基礎理論』、255-258ページ、拙稿「企
 業組織と階級的勢力」(同上拙著、112-119ページ、81
 ページ)。

IV 現代の福祉国家の社会的基礎の実現 過程をめぐっての諸問題点

筆者は、現代の「社会的福祉政策」の主体としての国家の成立に対する社会的基礎を、固有の対人的現象としての「社会」における「純粋型の合理的社会構造」としてとらえ、それへの客観的傾向について考察をこころみたが、現代の福祉国家の社会的基礎の実現過程に関しては、幾多の諸問題が存在しており、ここでは、その主要なものを、実践的政策の問題とも関連させて指摘しておくことにする。

(1) まず、「純粋型の合理的社会構造」の実現自体に対して、現段階においては、「非合理的社会構造」への逆行的傾向からの制約を含めて、とくにつぎのような消極的諸要因が存在していることを見逃しえない⁵⁷⁾。(i)社会成員の平均層にみられる勢力均等化の傾向は、それ自身としては社会の前進方向を意味するものではあるが、まだ「自利的・合理的関係」を中心的な社会関係としている現代の諸個人の間では、みずからの利益を求めるための単なる手段として相手を利己的に非情に取捨・選択する対人的態度が支配的となるとともに、限られた上位の地位を目指しての排他的競争が激化し、ひとびとの間に「疎外」あるいは「断絶」の状態が生じ、非行、犯罪、自殺、背信、汚職といったような「反社会的」あるいは「反福祉的」な状態が生ずる。このような時代におけるひとびとの連帯を形成するにあたって、基礎社会における共同社会的結合の強化はあまり効果がなく、むしろ逆行的傾向ともみられるのであり、精神文化の育成・発達を目指した派生社会、とくに教育機関のもつ意義が顧みられねばならない。(ii)社会の平均的成員における勢力均等化の傾向に反して、下級ブルー・カラーを中心とする最下層の成員の勢力の低下の傾向の存在していることを看過できない。(iii)社会構造の体制的変動過程と経済体制のあり方との非対応的なギャップに基づい

ている経済生活の不安定的動揺に対処するために増大し拡大してきている国家の経済統制の介入の強化は、(I)、(ii)の最下層階級の生活保護を含めて、社会保障費の支出や公共財の供給や社会事業の拡大のために、しばしば、公共支出の過度の増大によって、国家財政の過度の赤字をもたらすとともに、(II)経済統制の過度の進行が、社会生活に対する国家の政治権力による中央集権的統制を拡大させ、社会福祉による生活の最低限の保障がひとびとの生存競争に対する刺激と活力を沈滞させることと相俟って、生活の諸方面での諸個人の自由で自発的な創造的な行動の余地を縮小させることになる。

(2) 福祉国家の社会的基礎としての福祉社会の実現のためには、固有の対人的現象としての「社会」における「純粋型の合理的社会構造」の形成は、不可欠の必要条件であっても、まだ十分な条件とはいいがたく、福祉社会の十分な実現を検討するにあたっては、「純粋型の合理的社会構造」との関連における政治、経済、法、道徳、芸術、宗教、さらには自然諸現象のあり方を含めた現実接近的な考察が要請される⁵⁸⁾。

ここでは、対象の範囲を社会諸現象に限定して、今後の論究をすすめてゆくうえでのとくに主要とおもわれる事柄を指摘しておくことにしよう。

(i)「共同的合理的関係」が形成されたとしても、それは高度の理性的要素を決定的要素とする社会関係であり、福祉社会の実現のためには、一歩進んでひとびとの間の情意的要素による共感・同情・連帯感による結合関係の成立を必要とせざるをえない。このような結合関係の成立の要因をなにに求めるかはかなり困難な問題ではあるが、血縁・地縁による基礎社会による共同社会の再強化を望むことは、むしろ時代に逆行するものがあり、それに代わるものとして、学問、道徳、宗教、芸術……などの精神文化の純粋な形での発展が要請されるのであり、「社会」との関連性の点よりみれば、教育機関や諸種の文化団体としての諸派生社会の社会構造における位置の向上が要求されるのである。(ii)社会の「水平的構造」におけ

57) 拙稿「福祉社会の成立についての一断想」, 170-172ページ。

58) 同上拙稿, 172-176ページ。

る諸派生社会の相互の干渉力の均衡的均等化の進行は、それが諸種の利害団体間の利己的利益の排他的な追求の競争となり、福祉社会全体の安定的存立を動揺させることになる可能性をもっているものであり、そのためには諸派生社会間の干渉力の check and balance を保つ必要性があり、国家は、その政治的支配力に対する諸派生社会の対国家的干渉の優越化の状態において、しかもデモクラシーの発達せる形態において、各派生社会間の利害の調整者すなわちマッキィヴァーのいう「コミュニティの最終的調整者 the final coordinator」⁵⁹⁾としての機能を果たさせねばならないが、このような性格をもつ国家は、将来の動向として、地縁的結合による制約より脱却して、単一国家より世界国家への発展を示すことが洞察されうる。(iii) 社会の「水平的構造」が「合理的指導構造」の形態へと変移することは勢力構造における開放性および勢力分散性が十分に発展することを意味しており、また、ひとびとの社会的勢力成立の要因について、「自然生成的要因」に対する「人為形成的要因」の高度の優越化を前提としているが、このような勢力構造が福祉社会の十分な実現を可能にするためには、つぎの事柄が留意されねばならない。(I) 勢力構造の開放性が発展し、社会の大多数の成員の Meritcracy の原則による地位の可動性が十分な成功をあげるためには、単に学歴や職歴や年功の形式的評価によってではなく、諸個人の真の実力と業績の育成およびそれらの正しい評価が必要となり、この点よりしても、とくに、教育制度の改善が問題となっている⁶⁰⁾。(II) 諸個人の地位の可動性それ自体は、社会構造の一大前進

方向ではあるが、このような可動性が過度に進行すると、ひとびとの地位や職種の不安定性をもたらし、ひとびとの緊張感や不安感を拡大させる可能性も生じうるので、諸個人の地位の可能性の促進とともに、一方において、かれらの地位の安定性のある程度の保障が政策的に問題となってくる。(iv) 最後に、福祉政策について、(I) 万人にとってその充足度が共通である「普遍的・客観的福祉」の発展は、上述したような諸種の必要条件がみたされた社会的基礎に基づく国家によって、その実現の可能性が考えられうるが、(II) 人生観、価値観、生き甲斐、イデオロギーなどのような、個人それぞれによってその充足度が相違あるいは対立している「個別的・主観的福祉」の発展については、国家の政策は、きわめて慎重であるべきであり、この点についての政策は、それが施行されとしても、きわめて可変的で試行錯誤的であり、少なくとも現代の社会の段階では、(I) の福祉の発展に比較して、実現性は困難といえるであろう。

筆者は、現代の「社会的福祉政策」の主体としての国家の社会的基礎の考察という課題を、固有の対人的現象としての「社会」についての専門的法則を追求する社会学の立場から論究することをこころみてみたが、問題の課題についての論述をすすめてゆくためには、多くの問題領域が残されていることはもとよりであり、この小論は、従来ほとんど顧みられていなかった分野についてきわめて限られた観点からの試論を述べてみたのにすぎないのである。

(むかい としまさ・神戸大学教授)

59) *Op. cit.*, pp. 39-47, pp. 138-144, 訳, 60-68ページ, 163-168ページ。

60) 拙稿「現代社会の動向と教育の問題」兵庫県高等学校教育研究会社会科部編『兵庫県社会科研究会会誌』, 昭和41年第15号, (拙著『新訂 社会科学概論』, 111-116ページ)。